

開発関係手数料一覧

都市計画法関係

(1) 開発許可申請 (法第29条)

開発区域面積	申請手数料		
	自己の居住用	自己の業務用	その他
1,000㎡未満	8,600円	13,000円	86,000円
1,000㎡以上 3,000㎡未満	22,000円	30,000円	130,000円
3,000㎡以上 6,000㎡未満	43,000円	65,000円	190,000円
6,000㎡以上 10,000㎡未満	86,000円	120,000円	260,000円
10,000㎡以上 30,000㎡未満	130,000円	200,000円	390,000円
30,000㎡以上 60,000㎡未満	170,000円	270,000円	510,000円
60,000㎡以上 100,000㎡未満	220,000円	340,000円	660,000円
100,000㎡以上	300,000円	480,000円	870,000円

(2) 開発変更許可申請 (法第35条の2)

変更許可申請1件につき、次の(ア)～(ウ)に掲げる額の合計額

ただし、その額が870,000円を超えるときは、手数料額は870,000円とする。

(ア) 開発行為に関する設計の変更(イ)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イ)に規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発区域の面積)に応じ、新規許可申請に規定する額の10分の1を乗じて得た額。

(イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、新規許可申請に規定する額。

(ウ) その他の変更については、10,000円とする。

(3) 地位の特定承継承認申請 (法第45条)

自己非自己の別及び開発区域面積	申請手数料
自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用	1,700円
1ha以上の自己の業務用	2,700円
その他	17,000円

(4) 市街化調整区域における建築許可申請 (法第43条)

建築敷地面積	申請手数料
1,000㎡未満	6,900円
1,000㎡以上 3,000㎡未満	18,000円
3,000㎡以上 6,000㎡未満	39,000円
6,000㎡以上 10,000㎡未満	69,000円
10,000㎡以上	97,000円

(5) その他

手続名	申請手数料
建築物の特例許可申請 (法第41条第2項ただし書)	46,000円
予定建築物以外の建築等許可申請 (法第42条第1項ただし書)	26,000円
開発登録簿の写しの交付 (法第47条)	470円